

第7回「ステュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議」

＜企業と機関投資家との建設的な対話（2）＞

【問題意識】

- － コーポレートガバナンス・コードやステュワードシップ・コードの導入、フォローアップ会議による取締役会のあり方に関する意見書の公表により、企業のガバナンス改革に向けた基本的な枠組みは整っている状況。
- － 今後の課題は、投資家が、企業との「建設的な対話」を充実させることにより、企業が実効性あるガバナンス改革を加速させていくことではないか。

【これまでのフォローアップ会議における意見】

- 機関投資家には、企業側に「気づき」を与える実質的な対話を行うことが求められる。他方、形式的な対話が増加し、機関投資家による経営理念等への理解が不十分なケースがある。また、対話への姿勢が積極的でない企業が見られる。
- 運用機関のガバナンスがしっかりしていないケースがあるのではないかと。特に、運用機関において、親会社の金融機関との利益相反がある場合の対処方法について、明確な説明がないケースがある。
- 利益相反の懸念を払拭する上で有効な方法の一つは、議決権行使結果の開示ではないか。生損保等は、具体的な議決権行使方針や、議決権行使結果の議案ごとの集計を公表している会社の割合が少ない。
- パッシブ運用は、アクティブ運用と異なり、株を売却する選択肢がないため、エンゲージメントを通じて中長期的な企業価値を向上させる必要性が高い。一方で、パッシブ運用の対象となる全社と対話を実施することは困難であることから、エンゲージメントの方法に工夫が求められる。
- アセットオーナーには、ステュワードシップ・コードの趣旨に沿って、短期的な視点に偏ることなくアセットマネージャーを評価することが期待される。
- 企業年金基金によるステュワードシップ・コードの受入れが少なく、受入れを円滑にするための環境整備が必要。
- 議決権行使助言会社は、形式的な企業の対応を助長する結果につながらないよう、実質的な判断を行うよう努めるべき。機関投資家も、議決権行使助言会社の助言に形式的に依拠するのではなく、助言サービスの利用に先立ち、助言者の質等を具体的に検証するなど、自ら実質的な判断を行う必要。

これまでの議論や、コーポレート・ガバナンス報告書における対話促進のための取組方針等の開示状況や、日本投資顧問業協会によるアンケート結果も踏まえ、企業と機関投資家との「建設的な対話」のあり方について、どう考えるか。